

# 上州山中領における「献上御林」と御林取締り

佐藤孝之

はじめに

- 一 山中領における御林取締体制の概要
  - (一) 山守制の発足から再編まで
  - (二) 「御林取締役」の設置とその職務
- 二 植林と「献上御林」の成立
  - (一) 高橋家の「奇特」行為
  - (二) 高橋家の植林事業と「献上御林」
- 三 「献上御林」と御林の取締体制  
おわりに

はじめに

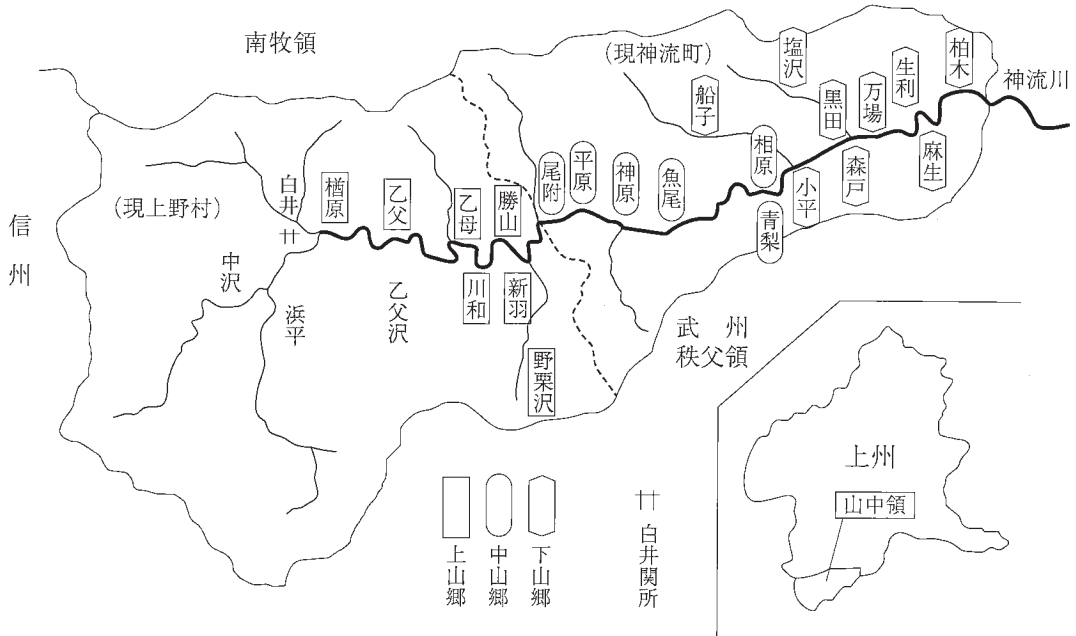
上州山中領は、上州南西部の信州・武州と国境を接する山間地域に位置し、現在の群馬県多野郡上野村・神流町に当る地域である。「領」内は上山郷・中山郷・下山郷の三つの「郷」に地域区分され、三郷合せて二二

上州山中領における「献上御林」と御林取締り

の村が存在していた(第1図)。慶長三年(一五九八)に伊奈忠次による検地を受け、三つの「郷」が行政単位として把握され、これが「村」ともいわれた。その後、元禄七年(一六九四)に下山郷・中山郷で、同一〇年に上山郷で二度目の検地があり、二二の村が成立したのであった。また、山中領では、宝暦一〇年(一七六〇)年に廃止されるまで割元制が施行されており、中山郷神原村の黒沢氏、下山郷万場村の黒沢氏が割元役を務めていた。

山中領内には、三六カ所の御巢鷹山が点在しており、上山郷の御巢鷹山は橋原村の枝郷浜平と野栗沢村が分担して御鷹見を務め、中山郷・下山郷の御巢鷹山は神原村と平原村の枝郷八倉の者が御鷹見を務めていた。そして、山中領には四カ所の「御林」が設定されていて、その取締りに当る「山守」が任命されていた。

山中領における山守制の成立から再編過程については、かつて拙著で解明したところであるが、坂本達彦氏から、近世後期から幕末期における御林の管理体制を含め、全体的に近世後期については若干粗雑な感がある、との旨の批評を頂戴したことも念頭に、本稿では近世後期の御林取締体制



第1図 山中領の村々

に関して再確認し、加えて四カ所の御林以外に近世後期に登場した「献上御林」について検討する。山中領における「献上御林」については、既に坂本達彦氏による成果があるので、<sup>③</sup>これに学びつつ本稿では、坂本氏とは別の「献上御林」の事例を取り上げる。そして、「献上御林」も含めた山中領の御林全体の取締り体制について、改めて論じることしたい。

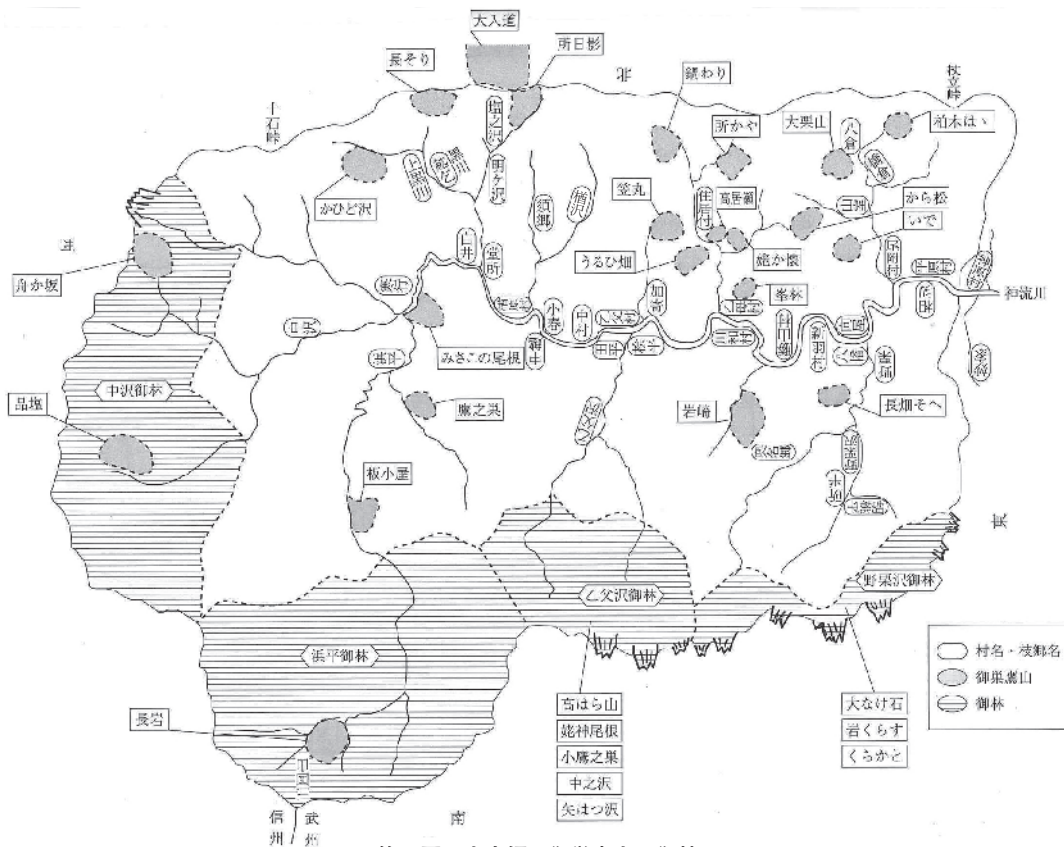
### 一 山中領における御林取締り体制の概要

#### (一) 山守制の発足から再編まで

まず、山中領における山守制の成立と再編について、簡単にまとめなおしておく<sup>④</sup>。山中領には、前述したように四カ所の御林が設定されていたが、それは檜原村に属する浜平御林(浜平山)・中沢御林(中沢山)、乙父村に属する乙父沢御林(乙父沢山)、および野栗沢村に属する野栗沢御林(野栗沢山)の四カ所であった(第2図)。

この四カ所の御林は、正徳四年(一七一四)に、前年から実施されていた代官による山内見分を受けて指定されたものである。この時、割元から「山守」設置が提案されるが実現に至らず、御巢鷹山の取締りも含め、御林の取締りは割元の「加役」(無給)とされた。

その後、享保四年(一七一九)になって山守が任命されたが、それは下山郷万場村名主の黒沢八右衛門、中山郷神原村名主の黒沢覚右衛門、上山郷檜原村名主の黒沢治部右衛門の三名であり、黒沢八右衛門と黒沢覚右衛門は割元と兼務であった。そして、山守の職務は、御林や御巢鷹山を含む「惣山」の支配であり、「山内御用」であった。山守給として扶持米が支給



第2図 山中領の御巢鷹山・御林

され(有給)、苗字・帯刀が認められた。

こうして、山守三名体制がスタートするが、浜平が山守の御林見分を阻止するという一件を契機に、山守の辞職が相次ぐことになる。すなわち、享保一二年(一七二七)八月に黒沢玖内(八右衛門)が、翌年四月には黒沢覚右衛門が、同年一〇月には黒沢玖内・黒沢治部右衛門が、それぞれ辞職を願い出た。そして、同一四年二月に黒沢覚右衛門が再度の辞職願書を提出し、同年中にこれが認められたと思われ、山守は黒沢玖内・黒沢治部右衛門の二名体制となる。

享保一五年(一七三〇)九月に、黒沢玖内が自分の跡役に乙父村の黒沢勝右衛門ら三名を推薦するなどの動きがあり、享保一六年一二月に代官より、年内限りで八右衛門の「御林守」<sup>⑤</sup>辞職を認め、これに代わり翌年正月から乙父村勝右衛門に「御林守」を申し付けるとの申渡しがあり、同一七年正月から黒沢治部右衛門・黒沢勝右衛門の二名体制となった。<sup>⑥</sup>

これより約二〇年後の宝暦三年(一七五三)に、御林守のひとり黒沢勝右衛門が変死するという事件が起こり、同年一〇月、代官伊奈半左衛門から次のような申渡しがあった。すなわち、黒沢治部右衛門に浜平・中沢御林二カ所の「御林守」を申し付ける、野栗沢・乙父沢御林については「御林見守」の「村附」を申し付ける、というものであった。おそらく黒沢治部右衛門・黒沢勝右衛門による二名体制になってから、治部右衛門が浜平・中沢御林を管轄し、勝右衛門が乙父沢・野栗沢御林を管轄していたと思われ、今回の黒沢勝右衛門の変死という事態を受けて、治部右衛門の管轄はそのままとし、乙父沢・野栗沢御林については、それぞれの属する村の「村附」として取締りに当るこ

とになったといえる。

ここまでの山守（御林守）制の成立から再編について、簡単にまとめると表1のようになる。<sup>⑦</sup>「下守」や給米（扶持米）等も含め、詳しくは拙著を参

表1 山中領における山守(御林守)の変遷

年 代	山 守(御林守)	備 考
正徳4年～	(山内取締りは割元2名の加役)	正徳4年、御林4ヵ所の成立
享保4年7月～	下山郷万場村黒沢八右衛門 中山郷神原村黒沢覚右衛門 上山郷檜原村黒沢治部右衛門	黒沢八右衛門と黒沢覚右衛門は割元兼務
享保14年～	下山郷万場村黒沢玖内(八右衛門) 上山郷檜原村黒沢治部右衛門	享保14年頃から「御林守」の名称を使用
享保17年正月～	上山郷檜原村黒沢治部右衛門 上山郷乙父村黒沢勝右衛門	黒沢治部右衛門が浜平・中沢御林を管轄 黒沢勝右衛門が乙父沢・野栗沢御林を管轄
宝暦3年10月～	上山郷檜原村黒沢治部右衛門	黒沢治部右衛門が浜平・中沢御林を管轄 乙父沢・野栗沢御林は各「村附」

照していただきたい。

(二) 「御林取締役」の設置とその職務

次に、御林取締りに関わるもう一つの役職「御林取締役」について触れることにしたい。文政八年(一八二五)一〇月、神原村名主覚太夫等から次のような請書<sup>⑧</sup>が、代官山本大膳役所に差し出されている。既に拙著で引用しているが、確認の意味を含めもう一度掲示しておきたい。

〔史料1〕

差上申御請書之事

上州甘楽郡山中領村々御林之義、同国甘楽郡檜原村枝郷浜平・中沢式ヶ所、同国乙父村壹ヶ所・野栗沢壹ヶ所、都合四ヶ所所有之、同郡神原村覚太夫・万場村八右衛門・檜原村治部右衛門先祖江、享保四亥年中御林守被仰付相勤罷有候所、覚太夫祖父覚右衛門・八右衛門祖父八右衛門者病身ニ而見廻り等相勤兼、先年御林守役御免相願候所、願之通り退役被仰付ニ付、其以来乙父村・野栗沢村名主・惣百姓江見守被仰付、治部右衛門ハ先祖引統相勤罷有候へ共、「体嶮岨場広之義」付、此上御取締りとして、右覚右衛門跡相統罷有候神原村名主覚太夫江も、同様御取締方被仰付候間、得其意、諸事申合不取締之義等無之様出情見廻り可申旨、被仰渡承知奉畏候、依之、御請印形奉差上候、以上、

文政八年酉十月十日

当御代官所  
上州甘楽郡神原村  
名主  
覚太夫

同郡乙父村

名主

庄兵衛

惣百姓惣代

年寄

伝兵衛

百姓代

重左衛門

同郡野栗村

名主代

郡次

年寄

惣百姓惣代

百姓代

治郎兵衛

榑原村

黒沢治部右衛門

山本大膳様  
御役所

(傍線筆者)

これによれば、享保四年(一七一九)以来の山中領における御林守(山守)の変遷を述べ、現在の黒沢治部右衛門と乙父村・野栗沢村による取締体制に対し、傍線部分に見られるように、「嶮岨場広」な御林の取締強化のため、かつて御林守を務めた神原村覚右衛門の子孫の覚太夫に「御取締方」を命ずる、という代官の申渡しがあったことが分かる。

こうして、黒沢寛太夫(神原村黒沢家)が御林の取締役に復帰したのであるが、その職名は「御林取締役」(後掲〔史料2〕)と称した<sup>(9)</sup>。榑原村の黒沢治部右衛門が務める「御林守」とは異なる職名であり、その職務権限が問題となろう。そこで、次の史料をみていただきたい。それは、御林見廻りの際に伐株(盗伐の跡)が見つかったことに関する代官役所への注進書である。

〔史料2〕

上州山中領における「献上御林」と御林取締り

乍恐□□御注進奉申上候

〔御代官所上〕□□楽郡榑原村御林守黒澤治部右衛門・同下守役人、同州同郡神原村御林取締役黒澤寛太夫奉□□上候者、御林見廻り之儀四月中初として、先前分相勤来り候ニ付、当四月中御林見廻り相勤候所、枝郷中沢御林御境内信州最寄ニおゐて、梅壺本伐株□□五尺廻り程、同壺本伐株式尺廻り程、同壺□□壹尺七寸廻り程、都合三本伐株見当り候□□相尋候所、信州佐久郡南相木中嶋村ニ御坐候間、右村役人江相断、種々為致吟味候得共、右業仕候者今以相分り不申候ニ付、右之趣中嶋村役人方分当所江罷越相歎候者、譬ひ当人者相知レ不申候共、最寄村之義ニ御坐候得者、御察当請一言之申訳無之旨、情々私共江申之候、猶亦、北相木村最寄御林御境内ニおゐても、梅壺本伐株凡六尺廻り程、樅壺本伐株三尺廻り程、同壺本伐株式尺八寸廻り程、都合三本見当り候ニ付、是亦北相木村役人方江相断候所、村役人早速当所江罷越申候ニ者、夫々致吟味候得共、右業仕候当人相分り不申候得共、最寄村之義故、御察当請一言之申訳無之旨、私共江情々申之候所、御林内ニ拘り候儀ニ御坐候得者、私共取計ニ者相成兼候義ニ御坐候間、此段御注進申上候、然ル所、中嶋村・北相木村両村之義者、役人共平常実意之様ニ茂相見江候間、向後嚴重取究致置候ハ、取締方如何様ニも行届可申哉ニ奉存候間、此義も乍恐御届ケ奉申上候、依之、連印書付を以御注進奉申上候、以上、

天保五年  
午五月

御林取締役神原村

黒澤寛太夫(印)

榑原村枝郷中沢  
御林下守惣代  
年寄

織右衛門

上州山中領における「献上御林」と御林取締り

神原村黒澤覚太夫代兼  
檜原村  
御林守

黒澤治部右衛門

蓑笠之助様  
御役所

御役所

天保四年巳三月

重相守可申候、依之、此段連印書付を以、乍恐奉申上置候、以上、

上州甘楽郡檜原村  
御林守名主兼

黒澤覚太夫(治部右衛門)

枝郷濱平下守惣代

彦兵衛

同中沢下守惣代

佐野二郎

同郡乙父村遠西組

御林村見守惣代

庄兵衛

黒沢勝右衛門

同村柿平組

徳藏

伝兵衛

小左衛門

同郡野栗沢村

御林村見守惣代

郡治

弥左衛門

同郡神原村

御林取締兼

黒沢覚太夫

蓑笠之助様  
御役所

これによれば、「御林守」黒沢治部右衛門と「御林取締役」黒沢覚太夫らは、職務として毎年四月中から御林内の見廻りを実施してきたという。そして、今回の見廻りで中沢御林内において伐株を見つけ、同御林に隣接する信州南相木中嶋村・北相木村の者の盗伐と疑い、両村役人に吟味を要請していることが分かる。ただし、御林の取締りを職務とするのに、「御林内ニ拘り候儀ニ御坐候得者、私共取計ニ者相成兼候義ニ御坐候間」というのは分かりにくいのが、国境を越えた信州側の両村が関わった事案であり、犯人は不明であるものの、両村の村役人が疑惑を受けたことに対し謝罪するなかで、取扱いを代官役所に委ねるということであろうか。

また、次の二点の史料は、天保四年(一八三三)三月に「御林取締」黒沢覚太夫らが代官役所に差し出した書付と、その関連史料である。

〔史料3〕

乍恐以書付奉申上候

今般、御廻状を以被仰渡候ハ、御林内不取締之風聞有之候ニ付、右取締之義神原村黒沢覚太夫江嚴重被仰付之趣、承知奉畏候、然ル處、近年私共村々ニ而者、御手山御伐出シ被仰付候儀茂無之、又ハ百姓持山致売木候儀茂無之、何ニ而茂御林内不取締之義決而無御座候、此義ハ何方ニ右様次第茂無之義申出候義ニ御座候哉、全以風聞而已ニ而、不取締之儀ハ毛頭無御座候間、乍恐此段宜敷御聽置被成下候様、千万奉願上候、尤、以来訴以御林内聊不取締等無之様、村々役人共并覚太夫申談、嚴

〔史料4〕

差出シ申連判一札之事

一此度、御林之義不取締之風聞被御聞及候ニ付、神原村黒澤覚太夫江取締役敷敷被仰付候御廻状ニ付、村方一同奉恐入候、右御林之義村内役人・惣百姓江見廻り被仰付、御扶持頂戴罷有、少茂不取締之義無御座候、此段明白ニ相盼り候様、御役所江御願申上度候ニ付、惣村役人中御頼申候上者、何様之義ニ而懸り合等ニ相成、入用相掛り候共、惣村江割合無遅滞差出シ可申候、為後日連判一札差出シ置申所、依而如件、

天保四年巳三月

乙父村  
百姓 勝 藏(印)

同 ち(印)

源 助(印)

(八七名略)

両名主中  
惣役人中

〔史料3〕は、天保四年(一八三三)三月に代官から、御林不取締の風聞があるので、黒沢覚太夫に嚴重な取締りを命じた旨の廻状が廻ったのに対し、取締りの不要を訴え出したものであり、これを受けて〔史料4〕は、乙父村惣百姓が訴願に掛かる費用の負担を承諾した証文である。〔史料3〕によれば、差出人冒頭の「黒沢覚太夫」は明らかに黒沢治部右衛門の誤記であり、「御林守」を黒沢治部右衛門が務め、浜平・中沢に「下守」が存在し、乙父村遠西組名主ら、および野栗沢村名主らが、それぞれの村の「御林村見守」を務めている、という御林取締体制が知られる。そのなかで、最後に黒沢覚太夫が「御林取締」として連署している。

上州山中領における「献上御林」と御林取締り

この時、どのような御林不取締が生じていたのか、取締りを受け入れない理由は何であったのか、結果はどうなったのか、いずれも詳らかではないが、ここでは代官から黒沢覚太夫に御林取締りの指示が出されている点を確認しておこう。すなわち、黒沢覚太夫は、代官の指示を受けて御林の取締りに当たっていたのである。

ともあれ、前掲〔史料2〕から窺えるように、「御林取締役」は「御林守」らと日常的に御林内の見廻りを実施するとともに、盗伐を発見した場合には犯人を探索するなどの取締り活動に当たっていた。また、〔史料3〕や後掲〔史料11〕にみられるように、代官の指示を受けて臨時に見廻りを行うこともあったのである。こうした「御林取締役」による取締りの対象は山中領の御林全体であり、この点は坂本論文に引用された天保二年(一八三一)と推定される「御林取締役」任命状<sup>(12)</sup>に、黒沢覚太夫に対し「其方義、前々之通檜原村・乙父村・野栗沢村御林取締役申付候間、不取締無之様時々見廻り可申候」とあることによっても明らかである。ここで謳われているのは、檜原村・乙父村・野栗沢村に所在した四カ所の御林全体の取締りである。

## 二 植林と「献上御林」の成立

(一) 高橋家の「奇特」行為

本章では、有力百姓による御林の献上についてみてゆくことにしたい。事例とするのは、上山郷檜原村の枝郷白井の年寄役を務めた高橋家である。白井には、信州へ抜ける十石街道の番所が設置されていた。また、穀

物市が開かれた場所でもあり、高橋家は代々甚兵衛を名乗り、白井で穀物商(穀屋)を営んでいた。<sup>(13)</sup>

さて、天保一〇年(一八三九)四月、当時の当主甚兵衛(以下、当甚兵衛とする)は、次のような「由緒書」を作成している。

〔史料5〕

由緒書

一天明三卯年凶作ニ付、行辰之春麦毛迄取続兼候間、金貳百両余無利足ニ而貸出し、難義成る百姓為取続申候、  
祖々父 甚兵衛

天明五巳年々、祖父甚兵衛方へ家督引讓申候、

一右貳百両余之無利足金、一向濟方無之処ニ、天明六年凶作ニ付、

午ノ十二月、難義之ものへ、錢貳拾五貫五百文手当致候与計り、人数・名前等無之、錢高書残申候、其外白米も少々宛手当いたし候義

御座候、

一午年凶作ニ付、行末ノ春麦毛迄取続兼候ニ付、金百拾三両無利足ニ

貸出し申候、

祖父

甚兵衛

一寛政三亥年、金五拾両者、小兒養育ニ上金仕候、

寛政十三申年正月より、親甚兵衛家督請取申候、

一米穀引上御主法ニ金五拾両差出、此金御下戻ニ相成、文化六巳年、

又候金六拾両差上、内金三拾両、天保八年酉ノ八月、御下戻し相成

申候、

一文化三寅年、金拾壹両三分貳朱、困窮者へ手当金遣し申候、

一文化九申年ノ文政元寅年迄、金高ノ拾貳両貳分貳朱、困窮もの江手

当仕候、

一苗木植附之儀、川崎平右衛門様御役所之節御尋ニ付、奉申上候処、木数ノ四万貳千本余御座候、

一文政五午年中、家督私義請取申候、

〔付巻〕同六未年中々、追々右御林之内明地を見立、此節迄檜・梅・唐松

一万五千本植付仕候、亥十月迄、

一文政十亥年中、永々苗木御免ニ被仰付候、

当 甚兵衛

一金拾壹両貳分、当春迄困窮之者へ手当金遣し申候、

右之通代々困窮者江施仕候、以上、

御代官

大原左近御預所

上州甘楽郡檜原村枝郷白井

年寄

高橋甚兵衛(印)

天保十年

亥四月

このように、当甚兵衛は祖々父(曾祖父)の代まで遡って、高橋家が実践してきた窮民救済等について書き上げている。天明三年(一七八三)の飢饉時には金二〇〇両を無利子で貸出し、同六年の飢饉に際しては錢二五貫文余と白米少々宛を手当てしたという。寛政三年(一七九一)には小兒養育金として五〇両を上納し、これに対し同年一月、代官佐藤友五郎から、次のような覚書が発給されている。<sup>(15)</sup>

〔史料6〕

覚

一金五拾両也、

右者、其方儀、去ル卯<sup>(天明三、六年)</sup>・午兩年凶作之節、村方并近村之内及飢候者共

江、金三百両余無利足ニ而貸渡為取続候処、小百姓江重ニ貸附候故、棄

捐同様ニ相成候得共催促不仕、寄特成心底ニ而、此度茂小兒養育并荒地



起返之御手当金、支配役所置金ニ差出度願之趣、御勘定所江御伺之処、奇特成儀ニ被思召、為御褒美白銀五枚被下置、願之通上金被仰付、書面之金差出候ニ付請取候、以上、

寛政三亥年十一月

佐藤友五郎手代

森安之助(印)

伊丹丈八(印)

上州甘楽郡檜原村枝郷白井

年寄

甚兵衛

〔前書之通、相違無之者也、<sup>(前書)</sup>

佐友五郎(印) 〕

この覚書は、直接には小児養育等のために上納した金五〇両の請取となつてゐるが、実質的には天明三年飢饉における救済金の提供以降の「奇特」を賞した内容といつてよいだろう。これにより当甚兵衛は、褒美銀五枚を下賜されたのである。

〔史料5〕に戻れば、さらに文化六年(一八〇九)年およびそれ以前に、「米穀引上御主法」のために合せて金一一〇両を差し出したとある。そして、当甚兵衛の代になつてからも、当年までに窮民救済のために金一一両余を提供したという。村では年寄役を務め、経営内容の詳細は不明ながら、穀屋等を営み、相当の経済的な基盤を有したのであろう。高橋家では、このように天明飢饉以降において、窮民救済金の提供などの「奇特」な行為を実践していたのである。

## (二) 高橋家の植林事業と「献上御林」

前掲〔史料5〕によれば、「川崎平右衛門様御役所之節」に、高橋家で

上州山中領における「献上御林」と御林取締り

は四万二〇〇本余の植林をしたことを、代官役所からの問合せに対し回答したという。川崎平右衛門が代官であつたのは、文政四(一八二二)〜(一八二三)である。そして、文政五年(一八二二)に家督を継いだ当甚兵衛も、その翌年から「御林」内の空地へ檜・梅・唐松一万五〇〇〇本を植林し、文政一〇年(一八二七)には「永々苗字御免」を認められたという。このように高橋家では、前述の窮民救済金提供等の一方で、先代甚兵衛・当甚兵衛の代に植林事業を実施していたことも〔史料5〕から窺える。そこで以下、高橋家による植林事業および植林地の幕府への献上について、詳しくみてゆくことにしたい。

高橋家では、当甚兵衛の先代になるが、文化一四年(一八一七)三月に、〔史料5〕と同様に天明飢饉時以来の窮民救済等について書き上げている。そのなかで植林事業については、次のように詳しく述べている。<sup>(16)</sup>

〔史料7〕

(前略)

一 植付之儀、御尋ニ付奉申上候、

赤松壹万五千本

檜木・梅ニ而五千本

木数合式万本植付、差上度候、

右場所ハ、檜原村高ニ而楮・桑・伐替・藪之歩<sup>二</sup>式反七町歩計之空地

共ニ、場<sup>私方へ流地ニ相成</sup>広之所西・南・北ト三方向キニ而沢<sup>二</sup>ひら有之、神流川へり凡

五六町余、川岸ハ尾根迄<sup>式</sup>丁余も可有之奉存候、植付場所上<sup>子</sup>ニノ境

者、ミ<sup>二</sup>さこの尾根御鷹<sup>レ</sup>巢山と沢境有之候、

一去春、檜木・赤松一万余植候処、日かれに相成、漸々四五千位根付

相見へ不申候、右之山内ニ栗木ノ木も少々相見へ候得共、御用ニ者

相成申間敷奉存候、

一右之場所ハ、私共居村ハ拾四五町川上、浜平・中沢順路之道近所（種付）故、火番亦者植木伐取為不申ニ、番人も差置候様仕度奉存候間、御扶持等不被下候ハ、差上兼候、

右木品根付盛木仕り、目通りニ而七八寸角ニも相成候ハ、千本ニ而式百両、式万本ニ而者四千両ニも相成可申与奉存候間、得ト御勘弁被成下、御取計奉願上候、以上、

文化拾四年

丑三月

下書と思われ修正箇所が見えされるが、一カ条目で赤松・檜・梅二万本の植林計画を示し、植林する場所について詳しく記している。二カ条目では昨年植林した檜・赤松一万本の生育状況を記しているが、これによれば高橋家では、文化一三年（一八一六）から植林事業を開始したといえる。

ここで注意したいのは、一カ条目において、植林したうえでその場所を「差上度候」と、幕府への献上を希望している点である。そして、文面の最後に、これら植林した苗木が成木したならば、「千本ニ而式百両、式万本ニ而者四千両ニも相成可申与奉存候」と、大きな利益を生むことを強調している。この点は、後述する「国益」につながる主張といえよう。ただし、この時の希望は受け入れられなかったと思われる、高橋家ではさらに献上願いを継続することになる。

文政四年（一八二二）に代官が川崎平右衛門に交代すると、高橋家では同年三月に植林地の献上を願ひ出、続いて翌五年五月にも願書を提出している。<sup>(18)</sup>この間に高橋家では、先代甚兵衛から当甚兵衛への代替わりがあったといわれ（史料5）参照）、代替わりに際し改めて出願したのであるか。

願書はほぼ同内容であるが、文政五年願書のほうが、植林地について詳細に記しているので、これを次に掲げてみよう。

〔史料8〕

〔端書〕  
新規植附願書扣

川崎平右衛門様

御役所之節

乍恐以書付奉願上候

当御代官所上州甘楽郡檜原村枝郷白井年寄甚兵衛奉申上候、当村之儀者、極山中谷間之村方ニ付、諸作実法不宣、切代畑ニ被仰付候場所、檜原村惣反別之内三拾八町歩余有之候、内甚兵衛持分反別壹町式反歩余有之、右切代畑之儀者、壹ヶ年作付候得者、三四ヶ年茂作付不仕、地所為休置、外地所江作付致候ニ付、至而場広之儀ニ有之、右之中嶮岨之場所ハ、作付茂難相成場所甚兵衛所持いたし、切代畑ニも不相成、無據不作地ニ致置候処、祖々父甚兵衛儀甚相歎、地所相應之作物勘弁致作付候得共、霧深雪・霜等ニ而一円実法不申、右地所之分字もちまぐさ切代畑三畝式拾八歩、字よしの久保同三畝拾五歩、字あなば壹畝式歩、字日影坂同三畝六歩、字くるみ久保拾（五歩）、字梨子木畑同壹畝十五歩、合反別壹反三畝廿一歩、外ニ字よこや敷四畝式拾歩、都合反別壹反八畝拾壹歩之儀、切代畑・敷等之御高請ニ付至而場広ニ而、凡拾町歩程茂有之候処、不作地ニ致置候而者、御国益ヲ失ひ歎ヶ敷、種々勘弁仕、諸木植立候ハ、往々御益筋ニも可相成哉与心附、苗木植付試候所、至極生立宜敷候ニ付、祖々父代々親代迄、多年心掛苗木植付候処、追々成木仕候分、当時唐松壹万本程ハ、壹丈四五尺位迄茂生立、檜者成木手間取候ものニ而、壹万本程式尺位ニ生立、梅壹万

本程者四尺位迄<sup>(米カ)</sup>二生立、右之外有木立木之分、梅目通り式尺廻りより六尺廻り迄六百本程、槻目通式尺廻り四尺廻り位迄五百本程、栗目通り二尺廻り四尺廻り位迄千本程、松目通り三尺廻り五尺廻り位迄百本程、山桐目通り式尺廻り四尺廻り位まで五拾本余、楡目通り式尺廻り六尺廻り位まで壹万本程、合而植付候分三万本余、有木立木之分壹万二千本余、都合木数四万式千本余、為冥加地所并立木共二、御林ニ奉差上、永久御備ニ罷成候様仕度、右地所之義ハ、神流川端ニ而、右川下ケ者、同国緑埜郡中仙道新町宿裏ニ而烏川江落入、夫分利根川へ落合候間、御用御伐出し等被 仰付候節ハ、御材木川下ケ等之順路よく、山元分江戸表迄、凡川路四拾里余茂可有御坐与奉存候、且、植木苗木之分者、年々二三度ツ、下草刈払手入不仕候而者、成木仕兼枯木等茂出来仕、年を経候而も御用木ニ難相成候間、右手入方之儀茂、此上 御林差上候而も、万端甚兵衛自入用ヲ以、取計候儀ニ者御座候得共、冬向ニ罷成候得者、野火防其外之義茂御座候ニ付、同村親類百姓与右衛門儀、是迄苗木植附方厚ク心を添、世話致し候者ニ有之、殊ニ甚兵衛老人ニ而者、病氣等之節差支、野火防方茂不行届候間、右与右衛門差続手入方見廻り被 仰付度、左ニ候得者見廻り方も行届、猥之義無之様御林大切ニ守護仕度、一鉢祖々父甚兵衛代分兼々御国恩為冥加、御益筋之儀心懸候ニ付、引続多年同様心懸罷在候得共、極山中谷間之村方ニ而、御益ニ可相成候儀も無御座候処、近来持山江苗木植附試候所、成木方よろしく御座候ニ付、今般書面之通苗木植附地所、立木共ニ御林ニ奉差上度奉願上候、尤、右ニ付、村内者勿論、何ニ而茂故障之儀無御座候間、何卒格別之以 御慈悲、願通被 仰付被下置候様、偏ニ奉願上候、依之、連印以此段奉願上候、以上、

上州山中領における「献上御林」と御林取締り

文政五年  
五月

川崎平右衛門様  
御役所

前書之通奉願上候処、相違無御座候間、願之趣御聞濟奉願上候、依之、  
奥書ヲ以奉申上候、以上、

村役人惣代  
名主 治部右衛門

当御代官所

上野甘楽郡楡原村

枝郷白井

願人 年寄

甚兵衛

親類

百姓

与右衛門

このように当甚兵衛は、自分で植林した土地を「御林ニ奉差上」たいと、幕府へ「御林」として献上することを願い出たのであるが、冒頭に植林の対象とした地所について、広大な面積を占める「切代畑」が上げられている。楡原村全体で三八町歩余となる「切代畑」は、同村耕地の五割近くに及ぶが、「切代畑」が多くを占めている点は山中領における耕地の特徴となつて<sup>19)</sup>いる。この「切代畑」はいわゆる焼畑耕地のことをいい、「壹ヶ年作付候得者、三四ヶ年茂作付不仕、地所為休置、外地所江作付致候」とあるように、三〜四年耕作した後は耕作を放棄し、地力の回復を待つという循環利用をしていたのである。<sup>20)</sup>「切代畑」は、検地帳に登録された耕地であり年貢賦課の対象であったが、そのなかには作付けが不可能で「不作地」になつたままの土地もあると述べている。このことから、検地時に実際に耕作していて検地帳に登録された「切代畑」以外にも、循環利用の対象となる山地が広く存在していたことが窺える。

右の史料によれば、高橋家は一町二反歩余の「切代畑」を所持している  
とあり、具体的な字名と面積が書き上げられているが、その面積は合わせ  
て一反八畝一歩とある。これが、高橋家の所持する「切代畑」のうち植  
林の対象になった分ということであろうか。ただし、切代畑・藪等は廣大  
で凡そ一〇町歩程もあるともあり、これは高橋家所持の「切代畑」一町二  
反歩余を大幅に上回る面積である。これらの数字の意味は更に検討を要し  
ようが、検地帳に登録されていない「切代畑」対象地や、その一部である  
「不作地」、さらには後述する「有来立木」の生育している山地等が含まれ  
ていることが考えられよう。

いずれにせよ、高橋家では「切代畑」を主体とする広大な山地空間を、  
「不作地」にしておくのは「御国益ヲ失ひ歎ケ敷」と、曾祖父の代から植  
林を志し、植林した三万本余に加え、有来立木一万二〇〇〇本余、合わせ  
て四万二〇〇〇本余の山地を、「冥加」として「御林」に献上したいと願  
い出たのである。植林の経緯は〔史料7〕でも述べられており、そこでも  
献上の意志が示されていたが、今回の願書では窮民救済等の「奇特」行為  
は省かれ、植林に絞られているのが特徴である。また、「御林」を伐採  
した際の材木の川下げについても触れ、江戸までの輸送について不便はな  
いとしている。さらに、「御林」の管理についても言及し、自分でその費  
用を負担すると述べるとともに、同村与右衛門に「手入方見廻り」をさせ  
たいと申し出ている。

この願書が、どのような「審査」を経たのかは不明ながら、文政一〇年  
(二八二七)になって、代官山本大膳から次のような下知書が下された。

〔史料9〕

(包紙上書)

文政十年亥十一月七日、御下知

山本大膳様  
御役所

申渡

上野国甘楽郡  
檜原村枝郷  
字白井  
年寄  
甚兵衛

其方儀、所持之畑地拾町歩程之場所江、自分入用を以、同村百姓与右  
衛門与申合、檜・梅・唐松等之苗木三万本余植付、新規御林ニ取立、  
有来立木共差上度旨、其外度々米金等差出、多年品々小前之者を厚致  
世話候段、奇特之儀ニ付、為御褒美銀拾枚被下之、苗木者永々御免被  
成下、

同村  
百姓  
与右衛門

其方儀、苗木植付方厚致心添候段、奇特之儀ニ付、為御褒美銀三枚被  
下之、

右者、水 (水野忠成、老中) 出羽守殿江伺之上、村垣淡路守殿被申渡候条、可得其意候、  
以上、

十月

このように甚兵衛は、畑地一〇町歩の場所へ自費をもって苗木三万本余  
を植林し、「新規御林」に献上したいとの意志を、他の窮民救済等の行為  
とともに「奇特」とされ、褒美として銀一〇枚を下賜、永々苗字を許され  
たのであった。併せて、「手入方見廻り」に当たっていた与右衛門にも銀三  
枚が下賜された。右の史料中に明確な文言はないが、内容からは判断して  
「御林」献上が認められたとみることに支障はない。<sup>(23)</sup> 以下、こうして成立し

た御林を「献上御林」と称することにした。

翌年五月には、代官山本大膳の手附金田專治郎による見分があり、「当御代官所上羽甘楽郡檜原村枝郷字白井年寄高橋甚兵衛持山之内有来立木共、御林ニ差上度段先達而奉願置候処、今般為御見分被成御越、右場処私共一同御案内仕、木数・反別御改御座候処、当村御林并御巢鷹山・百姓持山等之地所江入込候場所決而無御座候、」との請書がみえる。この請書には願人高橋甚兵衛とともに、「御林下草刈取手伝人百姓」与右衛門、村役人（組頭一名、年寄二名、百姓代一名）、および「名主兼御林守」黒沢治部右衛門が連署している。その取締りの仕組みは、浜平・中沢御林での（御林守―下守）という仕組みと同様であったことが指摘できる。

天保一〇年（一八三九）に至って、当甚兵衛は前掲「史料5」のような由緒書を作成するとともに、次のような「御林」見分願いを提出している。  
〔史料10〕

乍恐以書付奉申上候

上州甘楽郡檜原村枝郷白井年寄高橋甚兵衛奉申上候、私義祖父代分志願ニ而、持山字餅馬艸拾町歩之場所、槻木・松・栗・梅・檜等立木数多有之候間、御林ニ差上度、右立木之分下枝伐透・下草刈取等、追々手入いたし置候ニ付、右志願相届度、有来立木之上江檜・梅・唐松植足し、都合四万式千本、拾町歩之場所不殘御林ニ差上度段、私親甚兵衛義、多年心掛候ニ付、文政年中、川崎平右衛門様御役所江相願候所、願之通持山之内御林ニ被仰付、右為御褒美銀拾枚被下置、苗字永々御免被成下候、尤、右手入等私老人ニ而者行届兼候ニ付、親類百姓与右衛門、骨折手伝候段寄特之儀ニ付、為御褒美銀三枚同人江被下置候旨、文政十馘年中、山本大膳様御役所ニおゐて被仰渡候、其後無油断

上州山中領における「献上御林」と御林取締り

手入仕、小苗木此節ニ至り追々成木仕候、其後私代ニ相成、文政六未年中、追々右御林之内明地を見立、此節迄ニ檜・梅・唐松小苗木壹万五千本植付仕、農業之間四季下草刈取・下枝伐透等手入仕、此節ニ至り成木仕候間、御見分被成下候様、偏奉願上候、以上、

天保十馘年  
五月

白井  
年寄  
高橋甚兵衛

大原左近様  
御役所

名主  
黒澤治部右衛門

このように、先代甚兵衛の時に、一〇町歩（木数四万二〇〇本）の場所が「献上御林」として認められた経緯を述べ、現在に至り苗木が成木したので見分を願い出たとのことである。この願書に合わせて提出されたと思われる「覚」によって「献上御林」の樹種・木数等を表示したのが表2であるが、先代甚兵衛が植林した三万本に加え、植林した以外の有来分一万二〇〇〇本余、それに当甚兵衛が文政六年（一八二三）以降植林した一万五〇〇〇本、合わせて五万七〇〇〇本余が書き上げられている。当甚兵衛が植えた苗木は長さ二尺から六尺位であるが、先代甚兵衛の植えた分は、唐松は長さ八間五尺位、檜は八尺―一丈一尺位、梅は八尺―一丈三尺位に育っているという。先代甚兵衛の時期には既に成木していたと思われる有来分については、長さ七間―九間半と記されている。

### 三 「献上御林」と御林の取締体制

前章でみたように、上山郷檜原村で高橋家によって「御林」として献上

することを目的とした植林が行われ、文政一〇年（一八二七）に「御林」として認定されたのであったが、本章ではこの「献上御林」と四カ所設定されていた御林の取締りについて検討しておきたい。

山中領における「献上御林」に関しては、榎原村高橋家の他にも、中山郷神原村の名主を務め、「御林取締役」にも就いていた黒沢覚太夫が出席し、認定されたことが、坂本論文で明らかにされている。同論文によりそ

表2 高橋家「献上御林」の樹種・本数等書上(天保10年)

区分	樹種	本数	寸法
植付分	唐松	10,000本	目通2尺廻、長8間5尺位
	檜(小苗木)	10,000本	長8尺位～1丈1尺位
	榎(小苗木)	10,000本	長8尺位～1丈3尺位
有来分	榎	600本	目通3尺廻～5尺5寸位、長7、8間半位
	栗	1,000本	目通3尺廻～5尺5寸位、長7間半～9間半位
	楓	500本	目通3尺廻～6尺2寸廻位、長8間～9間半位
	松	100本	目通4尺廻～6尺4寸廻位、長9間半～12間位
	山桐	50本	目通4尺廻～6尺位、長7間半～9間位
	檜	10,000本	目通3尺5寸廻～7尺5寸位、長9間～10間位
文政6年より植付分	檜	5,000本	長2尺位～3尺位
	榎	5,000本	長2尺5寸位～3尺5寸位
	唐松	5,000本	長4尺位～6尺位
合計	57,000本余		

※「高橋正佳家文書」220による。

の経緯を辿ると、覚太夫が「献上御林」を願い出たのは文政一〇年七月で、その願書によれば「当村(神原)之儀ハ、極山中谷間ノ村方ニ付、諸作物実法不立、切代畑ニ被 仰付候場所、神ヶ原村惣反別ノ内拾四町余有之候内、覚太夫持分反別壹町五反歩余有之、右切代畑ノ義ハ、一ヶ年作付いたし候得者、三四ヶ年モ作付不仕、地所為休置、外地所江作付仕候ニ付、至而場広ノ義ニ有之、右之内嶮岨之場所ハ、作付モ難相成、覚太夫所持致内ニモ、切代畑ニモ相成、無抛不作ニ致置候地所有之」と、甚兵衛と同様、広大な「切代畑」を所持しているが、不作にしている地所もあるとして、「切代畑・林等ノ御高請ニ付至而場広ニ而、凡拾貳町歩余モ有之候処、不作地ニいたし候テハ、御国益ヲ失ヒ奉恐入候」「当三拾ヶ年程以前今年々心掛、苗木植付候処、追々成木仕」として、植林した分二万本ほど、立木の分四万二〇〇〇本ほど、合わせて六万二〇〇〇本ほどの地所を「為冥加地所并立木共、御林ニ奉差上、永久御備ニ相成候様仕度」と、「献上御林」を願い出たのである。このあと願書は、材木伐り出しの際の江戸までの輸送の利便を述べ、さらに御林の管理経費は覚太夫が負担する、枝郷間物の百姓たちに「手入方見廻り等」を命じてほしい、と述べている。

右の覚太夫の願書は、高橋家の願書(史料⑧)と書式がまったく同じである。江戸への輸送手段や「手入方見廻り等」について言及している点も、高橋家の願書と同様である。これは、覚太夫が高橋家の願書を見習ったか、共通の雛型を利用したかであろうが、後述する幕府林政の動向から推して、おそらく後者であろう。

さて、幕府は寛政五年（一七九三）に御林改めの強化、植林の奨励、御林拡大の推進といった林政方針を示し、「新田畑ニモ難相成空地有之候ハ、何木によらず苗木植付、御林取立候様」と、耕作に適さない空地への植林

と、それを御林に取り立てる(献上御林)ように、という方針を代官に伝えた。さらに、文政四年(一八二二)二月には、河岸出しや江戸への輸送が便利な御林、植林に精力的に取り組んでいる林などに対しては、取り調べの上で、「苗代」または「御手当」を支給するなどとし、寛政期以来の林政方針を徹底し、地域側の造林意欲を高めようとした。<sup>27)</sup>

黒沢覚太夫が植林を志したのは、「献上御林」を願い出た文政一〇年(一八二七)から「三拾ヶ年程以前」、すなわち寛政一〇年(一七九八)頃のことになる。高橋家では、「史料8」によれば、当甚兵衛の曾祖父の代から植林を試みたと取れる表現になっているが、具体的な植林の様子が記されるのは文化一三年(一八一六)であり(史料7)参照)、同家の本格的な植林はその頃からといえるのではないか。坂本論文で指摘されているように、兩名の植林事業への取り組みは、右に述べた幕府の林政方針に対応した地域の動向を示す事例といえる。

そして、高橋家の場合、文化一四年に「献上御林」を願い出ているが、それは前述したように、飢饉時の窮民救済等の奇特行為と併せ書き上げられていた。それが、文政四年(一八二二)三月には、「史料8」とほぼ同文の願書が提出されており、「献上御林」に絞った内容の願書になっている。幕府が同年二月に植林と「献上御林」の奨励方針を改めて示した直後であり、この方針に早速対応した動きとみてよいだろう。そして、のちに黒沢覚太夫が提出した「献上御林」願書も同じ書式であり、さらに検討が必要ではあるが、文政四年に幕府から「献上御林」願書の大筋が示され、それをもとに「切代畑」等に関する山中領の独自性を加味した文面の雛型が作られ、共通して用いられた可能性もあるのではないか。

次に、「献上御林」の取締体制について、次の史料から窺ってみよう。

上州山中領における「献上御林」と御林取締り

〔史料11〕

乍恐以書付御答奉申上候

上州甘楽郡檜原村年寄高橋甚兵衛奉申上候、去ル文化之度、川崎平右衛門様御支配之節奉願上候而□奉差上候字からや御林、今般同郡原村名主覚太夫江当山中領御林見廻り被 仰付候旨、被 仰渡候儀ニ御座候由、然ル処、右覚太夫見廻り之節ハ案内可致旨、是又被 仰渡候得共、当村名主治部右衛門見廻り之節案内いたし大切ニ相守可申候得者、差支等聊無御座候間、右覚太夫見廻り之節案内之儀者、偏ニ御免被成下置度奉願上候、私儀、祖父甚兵衛代今自分持分者勿論、自分入用を以植付差上候御林ニ有之候、尤、村方治部右衛門御林守ニ御座候得者見廻りいたし候、其間ニハ私無由断見廻、野火・山賊之憂無之様大切ニ相守可申候、全体当覚太夫ハ勿論、死失いたし候祖父覚太夫代々心底不宜ものニ御座候間、此段左ニ奉申上候、

一天明年中凡三百兩余程貸遣し、酒造蔵屋敷其外質地証文受取置、則、蔵式并諸道具損料之儀、文化六巳年迄ハ蔵式・小作金内金相濟候得共、翌午年今一向相濟不申候間、度々催促いたし候処、彼是申紛し候ニ付、其節ニ難捨置、御上様江御願可奉申上儀ニ御座候処、死失致候、親甚兵衛儀者老衰、私儀者若年、殊ニ愚昧と見掠一円取敢不申、剩不当之挨拶而已申之、質地相渡し候儀者勿論、蔵式并小作金共一切相濟不申、私慾押領増長いたし候覚太夫ニ御座候間、右からや御林見廻りも受候而ハ、向後何様之義相巧、難渋被相掛候状も難計奉存候間、何卒以 御慈悲、此段御賢察被成下置、右覚太夫見廻り之儀ハ偏ニ御免被成下置度奉願上候、以上、

当分御預り所  
上州甘楽郡橋原村枝郷白井

天保十一年十二月

年寄  
高橋甚兵衛(印)

大原左近様  
御役所

これは、黒沢覚太夫による「山中領御林見廻り」を取り止めて欲しいとの願書であるが、文中に「当村名主治部右衛門見廻り之節者案内いたし」「村方治部右衛門御林守ニ御座候得者見廻りいたし候、其間ニハ私無由断見廻」とあるように、「献上御林」の通常の取締りは「御林守」を務める黒沢治部右衛門の職務になっていたといえる。高橋家の所在する白井は橋原村の枝郷であり、浜平・中沢御林の御林守を務める同村の黒沢治部右衛門が、高橋家の「献上御林」の取締りにも当ることになったのであろう。もちろん、甚兵衛が親類与右衛門とともに、日常的な管理に当たっていたことはいうまでもない。

このように、高橋家の「献上御林」は御林守黒沢治部右衛門の管轄下に組み入れられたと思われるが、黒沢覚太夫の「献上御林」の場合は事情が異なった。坂本論文によれば、覚太夫の御林献上願いは文政一二年に認められるが、その際に覚太夫は「御林見守」に任命され、さらに天保五年(一八三四)に至って「御林守」に任命された。そして、「御林守」には給米七俵が支給され、「献上御林」の所在地である枝郷間物の百姓一八人に「下守」給米が支給されることになったのである。これは、黒沢覚太夫が、黒沢治部右衛門の例に倣い「御林守」任命を求めた結果であった。

こうして、黒沢覚太夫は山中領全体の「御林取締役」であるとともに、自分の「献上御林」の「御林守」↑「御林見守」を兼務することになったのである。ここで注意すべきは、黒沢覚太夫の就いた「御林守」の職務

は、飽くまで自らの「献上御林」の取締りという点である。坂本論文では、黒沢覚太夫が就任した「御林取締役」と「御林見守」(「御林守」)の格の高下を問題とし、「御林見守」のほうが「御林取締役」より格の高い職であると結論付けているが、果たしてそうであろうか。繰り返しになるが、「御林取締役」は「献上御林」も含む山中領全体の御林の取締りを職務とし、「御林見守」は「献上御林」のみの取締りが職務であった。このことから、強いていえば「御林取締役」のほうが「御林見守」より上位の職といえようが、少なくとも取締りの権限が及ぶ御林の範囲は異なっていた。

なお、御林守黒沢覚太夫には苗字が認められており、「御林取締役」の場合も苗字を名乗っている(史料2・3)参照。給米については、「御林見守」就任時には無給であったと思われるが、「御林守」就任時に認められた給米七俵は、かつて覚太夫の先祖が務めていた「山守」給の半額程であった<sup>29)</sup>。「御林取締役」としての給米は不詳である。

## おわりに

以上、上州山中領における御林の取締り体制について確認するとともに、近世後期において登場した「献上御林」について明らかにしてきた。

天保五年(一八三四)に黒沢覚太夫が、「御林守」に就任し扶持米が支給されることになったことは、黒沢治部右衛門と同等の地位・待遇で御林取締りに当ることになったことを意味する。換言すれば、黒沢治部右衛門が橋原村の「献上御林」を含む御林を管轄したように、黒沢覚太夫は神原村の「献上御林」御林を取り締まる「御林守」と位置付けられたといえる。

一方、文政八年(一八二五)一〇月に「御林取締役」に任命されていた黒



沢寛太夫は、同一二年以降は、自らの「献上御林」の「御林見守」(↓「御林守」)をも兼務することになった。黒沢寛太夫の場合、同一人物が両役職を兼務しているため煩雑であるが、両役職の関係は、「御林守」はそれぞれの管轄する御林の取締りを職務とし、「御林取締役」は「献上御林」も含め山中領全体の御林取締りを職務とした。

ただし、坂本論文によれば、「御林取締役」は天保一四年(一八四三)以前のある時期に任命されなくなった可能性があると指摘されているが、同十一年時点では在職しており(史料11)参照)、この点はさらに検討が必要であろう。

最後に、「献上御林」の願書のなかにみられた「国益」について触れておこう。文化一四年(一八一七)の高橋甚兵衛の願書(史料7)では、「国益」という言葉はみえないが、植林した木が成木すれば利益になることが強調されており、文政四・五年の願書には「不作地ニ致置候而者、御国益ヲ失ひ歎々敷(史料8)と「国益」が登場し、同一〇年の黒沢寛太夫の願書でも「御国益ヲ失ひ奉恐人候」とあった(前述)。

そもそも「国益」は、近世後期において藩を国家として捉え、藩国家の利益という意味合いで使われ始め、幕末期の関東では、幕府が江戸を中心とした中央市場の形成を目指すなかで、幕領においても「国益」という表現が使われるようになったといわれるが、そうした方向が文政期において志向されていたことが窺えるのであり、留意すべき点ではないか。

山中領では、広大な「切代畑」や「不作地」等を対象として、寛政→文政期に植林を試みる有力百姓が現われ、文政期には「献上御林」の成立となった。こうした動向が、寛政期以降の幕府林政の展開に対応したものであるとすれば、山中領はもとより、他の地域での「献上御林」の事例発掘

上州山中領における「献上御林」と御林取締り

が、「国益」思想の展開とも絡んで課題となる。一方、従来からの「切代畑」等の山土地利用との関係にどのような影響が生じたかといった観点からの追究も、今後に残された課題といえよう。

#### 註

- (1) 拙著『近世山村地域史の研究』(吉川弘文館、二〇一三年)。以下、拙著といた場合は本書をいう。
- (2) 坂本達彦「書評 佐藤孝之著『近世山村地域史の研究』」、『歴史評論』七六七、二〇一四年。
- (3) 坂本達彦「上州山中領における山守制の展開と幕府林政——一九世紀前半を中心に——」、『徳川林政史研究所研究紀要』四九、二〇一五年。以下、本論文を坂本論文という。なお、本稿でいう「献上御林」を、坂本氏は「御林成」としている。
- (4) 以下、詳細は註(1)拙著第二章第二章によらぬ。
- (5) 山中領では、当初「山守」と称していたが、やがて「御林守」と呼称が変わった。これについて拙著では、享保十七年(一七三二)の再編以降は専ら「御林守」と称するようになる(二二二頁)、享保一三年一〇月の黒沢玖内・黒沢治部右衛門の辞職願書には「山守」とあり、翌一四年二月の黒沢玖内による再度の辞職願書には「御林守」と記されているので、この間に名称変更があったものといえる。
- (6) 拙著では、黒沢治部右衛門・黒沢勝右衛門による二名体制を享保一六年からとしたが(二五四頁)、本文のように享保一七年正月からと訂正したい。なお、拙著で黒沢玖内(八右衛門)の辞職が「同十七年十二月」に認められたのは(二六〇頁)、「十六年十二月」の誤記であり、併せて訂正しておきたい。
- (7) 坂本論文【表2】で、正徳→享保四年の期間の山守は「割元の兼帯」とあるが、この理解は正確ではない。御林の管理は割元の「加役」とされたのであり、そもそも山守は設置されておらず、割元が山守を兼務したのではない。
- (8) 群馬県多野郡上野村乙父(群馬県立文書館寄託)「黒澤丈夫家文書」八一二。

- (9) 坂本論文も参照。
- (10) 群馬県多野郡上野村楢原「黒澤堯雄家文書」三五六。
- (11) 「史料3」は「黒澤丈夫家文書」六二八、「史料4」は同四一五三。
- (12) 坂本論文【史料4】。坂本論文によれば、他にも天保四・同七年の任命状があり、代官交代ごとに改めて任命されていた可能性が指摘されている。
- (13) 高橋家では、明和五年(一七六八)から質屋渡世を始めたといわれ(群馬県多野郡上野村楢原「高橋正佳家文書」二二二)、このほか「高橋正佳家文書」からは、材木の売買に携わったことも知られる。
- (14) 「高橋正佳家文書」二二七。
- (15) 「高橋正佳家文書」二一九。
- (16) 「高橋正佳家文書」二二六。
- (17) 「高橋正佳家文書」三二二。
- (18) 「高橋正佳家文書」三三八。
- (19) 元禄検地帳によれば、楢原村の全耕地は八一町二反四畝、そのうち切代畑が三八町一畝一歩で、全耕地の四六・八パーセントになり、上山郷全体でも切代畑の割合は四三・五パーセントになる(拙著第一部第一章参照)。
- (20) 山中領における山地の循環利用については、拙稿「近世における山地利用の一形態―上州山中領の事例から―」(群馬歴史民俗研究会編『歴史・民俗からみた環境と暮らし』岩田書院、二〇一四年)等で触れているので参照されたい。
- (21) 「史料7」には、「番人が必要なので、その扶持等を下付されなければ、献上しかねる」との文言がみえるが、「史料8」では「御林」の管理費用は自己負担するとしている。
- (22) 「高橋正佳家文書」二二五。
- (23) 前掲【史料5】と同年月の作成で、内容もほぼ同じ「由緒書」(「高橋正佳家

文書」二二二)では、「史料5」九カ条目の「文政十亥年中、永々苗字御免被仰付候」の部分が、「文政十亥年中、御林被仰付」となっている。また、後掲【史料10】には「文政十亥年中、山本大膳様御役所におおて被仰渡候」とある。

(24) 「高橋正佳家文書」三四。

(25) 「高橋正佳家文書」二二四。

(26) 坂本論文【史料1】より引用させていただいた。

(27) 以上の寛政期・文政期の幕府林政の動向については、関係史料の引用も含め、坂本論文に依拠した。

(28) 「高橋正佳家文書」六〇。

(29) 享保四年(一七一九)の山守制発足時には、山守給として黒沢八右衛門と黒沢覚右衛門には三人扶持、黒沢治部右衛門には二人扶持が支給された。黒沢八右衛門と黒沢覚右衛門は年間約五石(約一四俵)、黒沢治部右衛門は年間約三・五石(約八俵)になる。宝暦三年(一七五三)の改編時には、黒沢治部右衛門の扶持米として三人扶持が「是迄之通り」とされているので、これ以前に三人扶持に引き揚げられたことが分かる(拙著第二章第三章参照)。

(30) 落合功著『国益思想の源流』(同成社、二〇一六年)第五章。

〔付記〕

本稿で利用した史料のうち「高橋正佳家文書」は、一九七五年に群馬県史編さん室によって調査が行われたが(高橋瀧嶋家文書)、現在筆者が兼任講師として出講している中央大学・國學院大学の大学院生らと、二〇一二・一三年の両年に再調査を実施した。所蔵者の高橋正佳氏には改めてお礼申し上げますとともに、史料解説に当って助力を得た両大学の院生らにも感謝したい。